

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業に関するQ A

	質問内容	回答
1	交付決定前に、家庭用燃料電池システムを販売する事業者と、契約締結してよい か。	交付決定日以降に契約してください。交付決定日より後の工事着工でも、契約書の日付が交付決定日より前の場合は補助対象となりません。
2	要綱第6条第2項第1号の「補助対象設備の使用者の住所確認書類」とは何か。	住民票の写し（原本）を添付してください。（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
3	住民票の写しは発行から何日以内のものか。	発行日から6ヶ月以内の住民票の写しを提出してください。
4	補助対象経費は税込か税抜か。	税込で記載してください。なお、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により報告してください。
5	「所有者であるリース等事業者」と「補助対象設備の使用者」との間に介在するリース等契約者は、申請者となることができるか。	当該ケースでは、申請者が補助対象設備の所有者でないため、申請できません。
6	要綱第4条第1項第1号に「一般社団法人燃料電池普及促進協会が事前に指定する機器でなければなりませんが、指定前に交付申請することは可能です。ただし、補助事業期間中に同協会により当該申請機器が指定機種として登録されない場合、補助金が支払われない可能性があることに事前に同意してください。	一般社団法人燃料電池普及促進協会が事前に指定する機器でなければなりませんが、指定前に交付申請することは可能です。ただし、補助事業期間中に同協会により当該申請機器が指定機種として登録されない場合、補助金が支払われない可能性があることに事前に同意してください。

7	既に家庭用燃料電池システムを設置している住宅において、老朽化等のため、その全部を撤去し、新たなシステムを設置した場合、補助対象となるか。	補助対象となりません。																		
8	補助対象経費として認められるものを具体的に示してほしい。	<p>補助金交付の対象となる経費の範囲は、指定システムの設置に要する費用であり、次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="597 563 1422 1270"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>対象設備</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="597 563 684 765" rowspan="3">機器費</td><td data-bbox="684 563 835 765">燃料電池ユニット</td><td data-bbox="835 563 1422 765">燃料電池ユニット本体（燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、燃料電池運転操作装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用</td></tr> <tr> <td data-bbox="684 765 835 877">貯湯ユニット</td><td data-bbox="835 765 1422 877">貯湯ユニット本体（貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップ給湯器、貯湯ユニット制御装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用</td></tr> <tr> <td data-bbox="684 877 835 990">付属品他</td><td data-bbox="835 877 1422 990">貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモコン、発電リモコン、配管カバー、製造事業者又は機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用</td></tr> <tr> <td data-bbox="597 990 684 1270" rowspan="2">工事費</td><td data-bbox="684 990 835 1102">配線・配線器具の購入・据付</td><td data-bbox="835 990 1422 1102">分電盤、消費電力計測信号線、リモコン配線・配線器具の購入、据付に要する経費</td></tr> <tr> <td data-bbox="684 1102 835 1270">配管・配管器具の購入・据付</td><td data-bbox="835 1102 1422 1270">ユニット間の熱回収配管、排水配管・配管器具の購入、据付に要する経費</td></tr> <tr> <td data-bbox="597 1270 684 1281"></td><td data-bbox="684 1270 835 1281">上記工事に付随するその他工事</td><td data-bbox="835 1270 1422 1281">燃料電池システムに係る機器の搬入据付・設置工事に要する経費、上記システムの搬入据付に伴って必要となる改修工事等に要する経費、設置工事が行う燃料電池システム試運転に係る費用</td></tr> </tbody> </table>	費目	対象設備	対象経費	機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体（燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、燃料電池運転操作装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体（貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップ給湯器、貯湯ユニット制御装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用	付属品他	貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモコン、発電リモコン、配管カバー、製造事業者又は機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用	工事費	配線・配線器具の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線、リモコン配線・配線器具の購入、据付に要する経費	配管・配管器具の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、排水配管・配管器具の購入、据付に要する経費		上記工事に付随するその他工事	燃料電池システムに係る機器の搬入据付・設置工事に要する経費、上記システムの搬入据付に伴って必要となる改修工事等に要する経費、設置工事が行う燃料電池システム試運転に係る費用
費目	対象設備	対象経費																		
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体（燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、燃料電池運転操作装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用																		
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体（貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップ給湯器、貯湯ユニット制御装置等）、特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地・塩害対策に係る費用																		
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモコン、発電リモコン、配管カバー、製造事業者又は機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用																		
工事費	配線・配線器具の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線、リモコン配線・配線器具の購入、据付に要する経費																		
	配管・配管器具の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、排水配管・配管器具の購入、据付に要する経費																		
	上記工事に付随するその他工事	燃料電池システムに係る機器の搬入据付・設置工事に要する経費、上記システムの搬入据付に伴って必要となる改修工事等に要する経費、設置工事が行う燃料電池システム試運転に係る費用																		
9	住宅の新築等により、交付申請時に添付した住民票の写しで設置先住所が確認できない場合は、どうすればよいか。	<p>以下の書類のうちいずれかを、実績報告書に添付してください。なお、可能な場合は、交付申請時に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転後の住民票の写し（実績報告時） ・建物の請負契約書等の写し又は建売住宅等に係る売買契約書等の写し（いずれも設置先住所の記載があるもの）（交付申請時又は実績報告時） <p>※契約書に家庭用燃料電池システムの内容が含まれる場合、契約日が交付決定日以降であることを確認してください。</p> <p>※契約内容にエネファームが含まれない場合、エネファームの設置場所に係る情報を除く箇所（契約金額等）については、塗りつぶしていただいて構いません。</p>																		

10	<p>エネファーム設置先が住宅の増築部分であり、使用者住所と設置先住所の地番が異なる場合は補助対象となるか。</p> <p>補助対象となる場合は申請書別紙にどのように記載するのか。また、追加の添付書類が必要ならばどういったものが必要か。</p>	<p>補助対象となります。</p> <p>設置先住所と使用者住所が異なる場合、原則補助対象事業となりませんが、増築部分や同じ敷地内に建ついわゆる離れについては補助対象となります。</p> <p>ただし、申請書別紙の設置先住所欄にその理由を記載し、状況が分かる写真を添付してください。</p>
11	<p>住宅の新築等により、交付申請時に添付する補助対象設備設置予定箇所の現況写真が提出できない場合は、どうすればいいか。</p>	<p>交付申請時に住宅を建てる予定地の写真を提出し、実績報告時に設備設置箇所の設置前と設置後の写真を添付してください。</p>
12	<p>交付申請時に予定していた設置予定箇所を申請住所地内において変更した場合は、どうすればいいか。</p>	<p>実績報告時に変更後の設置箇所の設置前の写真を追加で添付してください。</p>
13	<p>補助金交付申請書（様式第1号）別紙に記載する「事業完了予定日」とはいつか。</p>	<p>下記のいずれか最も遅い日（予定）を記載してください。</p> <p>①補助対象設備設置工事完了日 ②リース契約締結日（リースの場合のみ） ③支払完了日（リースの場合、機器販売元等への支払日。様式第5号別紙において、領収会社に証明してもらう等、支払完了日が確認できるようにしてください。）</p>
14	<p>交付申請書類を期日までに郵送したが締切後に到着した場合も受け付けてもらえるか。</p>	<p>郵送の場合、受付期間内の消印があるものを受け付けます。</p> <p>持参の場合、開庁時間（17時15分）内に地域政策課に到着したものを受け付けます。</p>
15	<p>交付申請後、何日後に交付決定されるか。</p>	<p>申請書及び添付書類に不備がなく、申請の内容が適正である場合は、受付期間終了から概ね2週間後に交付決定します。</p> <p>ただし、不備等がある場合はこの限りではありません。</p>

16	他の補助金を申請する場合にも補助対象となるか。	島根県の他の補助金等に申請している場合又は申請の予定がある場合は、本補助事業に申請できません。
17	要綱第13条の実施状況報告で、設置前の燃料費等維持費等の額、数量が分からぬい場合はどうするのか。	この事業はエネファームの設置効果を検証するためモデル的に導入する経費を助成するものですので、必ずご報告ください（新築住宅等で設置前の燃料費等が比較できない場合を除く）。設置前の燃料費等が正しく報告されない場合、設置効果が正しく検証されませんので、申請者はご理解のうえ補助金を申請してください。また、リースの場合は使用者に充分な説明をお願いします。

※表中記載の要綱とは「島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱」です。